

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の趣旨

情報化社会の進展により、健康や医療に関するデータを活用した健康課題の分析や、保健事業の評価等を行うための基盤整備が進んできたことを契機として、伊達市国民健康保険被保険者（以下「被保険者」という。）の健康・医療情報を活用した効果的かつ効率的な保健事業の実施を図り、健康寿命を延伸することを目的に、2015年（平成27年）3月に「伊達市保健事業実施計画（データヘルス計画）」（以下「第1期計画」という。）を策定しました。

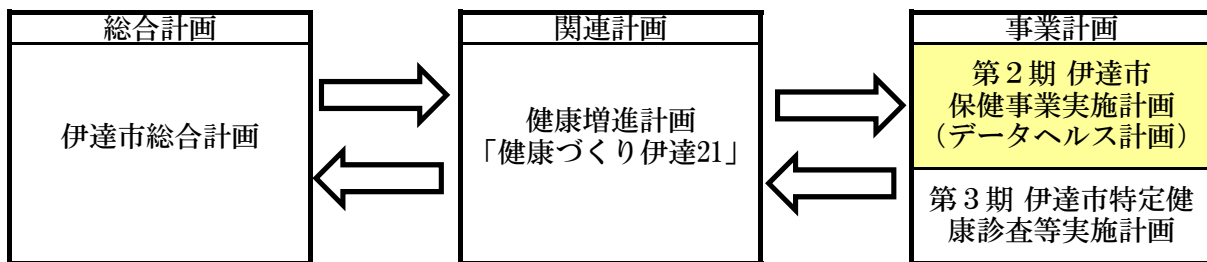
この第1期計画に基づき、市の健康増進計画である「第2次健康づくり伊達21」で掲げている「市民一人ひとりが、主体的に健康づくりに取り組むとともに、地域全体で健康づくりをすすめる環境を整えることにより、健康寿命を延伸し、元気で活力あるまちづくりを目指す」という目的を達成するため、データ分析により浮き彫りとなった課題に対応した保健事業を推進してきました。

2017年度（平成29年度）をもって第1期計画の計画期間が終了となったことから、今後もより効果的かつ効率的な保健事業を実施していくため、「第2期 伊達市保健事業実施計画（データヘルス計画）」（以下「第2期計画」という。）を策定するものです。

## 2. 計画の位置づけ

データヘルス計画は、国民健康保険法第82条第4項の規定により厚生労働大臣が定める「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき伊達市が策定する計画です。

計画の策定にあたっては、本市が定めるまちづくりの基本的な方針である「伊達市総合計画」に即しつつ、健康増進計画である「健康づくり伊達21」、「第3期伊達市特定健康診査等実施計画」等との整合性を図ります。



## 3. 計画の推進体制

計画については、国保部局と保健衛生部局で連携・情報共有を進めつつ、外部有識者や被保険者等が委員を務める国民健康保険運営協議会にて内容を報告したうえで策定します。

計画の推進にあたっては、国保・保健衛生部局間のみならず、必要に応じて他の部局とも連携を図りながら取り組みを実施します。また、保健医療機関や福祉関係の外部有識者等の委員により構成され、国保・保健衛生・高齢者福祉部局が事務局を務める健康づくり推進協議会において、保健事業の実施状況について報告を行い、委員からの意見を踏まえつつ、各種事業を展開します。

## 4. 計画期間

2018年度（平成30年度）から2023年度までの6年間とします。

## 5. 国保データベース(KDB)システムの活用

データヘルス計画の策定にあたっては、国保データベース（KDB）システム（以下「KDBシステム」という。）により得られる情報を多く活用しています。

KDBシステムとは、国民健康保険団体連合会※が各種業務を通じて管理している健診や医療、介護の情報に基づき、各種統計情報や個人の健康に関するデータを作成し、保険者に情報提供することで、効果的・効率的な保健事業の実施をサポートするためにつくられたシステムです。

KDBシステムの導入により、これまで行ってきた健康づくりに関するデータ作成が効率化され、地域の現状や健康課題が把握できるだけでなく、統一された指標・基準で国や北海道、同規模の市町村とも比較することができるため、保険者の特性に合わせた保健事業の展開が期待されています。

※国民健康保険団体連合会(国保連)；

国民健康保険の保険者である市町村等が共同して国民健康保険事業を運営することを目的に、国民健康保険法に基づき、都道府県ごとに設置されている組織です。公費負担医療や診療報酬の審査・支払業務、健康づくり推進など様々な業務を行っています。